

令和2年度「まちづくり事業支援交付金」及び「コミュニティ復興支援事業」の2次募集

標記制度には審査が必要とされる事業に対し、選定委員会を開催して交付決定を行います。今年度は5月で申込みを締め切っており、審査が必要な「まちづくり事業支援交付金」ハード事業1件及び「コミュニティ復興支援事業」ソフト事業0件、ハード事業3件に対する交付決定をしました。

しかしながら、担当課として例年より申込み件数が少なく感じており、その事由は新型コロナウイルスの影響で事業を中止せざるを得なかった団体や会議が開催できていないため、申込期限に間に合わなかった団体もあったのではないのでしょうか。そこで、下記のとおり2次募集の受け付けを開始します。地域コミュニティの活性化に向け、ぜひご活用ください。

募集受付期間 まちづくり事業支援交付金 ハード事業：7月6日(月)～7月31日(金)
コミュニティ復興支援事業 ソフト・ハード事業：7月6日(月)～7月31日(金)
※まちづくり事業支援交付金ソフト事業は随時受付しており、現時点で6件の申し込みを予定しています。

スケジュール 選定委員会での審査：8月下旬 交付金の交付決定：9月上旬
※事業の開始は9月以降で検討してください。

今年度中の事業は厳しいという団体につきましては、来年度の需要額調査を下記のとおりお知らせしますので、ご検討ください。

令和3年度「まちづくり事業支援交付金」及び「コミュニティ復興支援事業」に係る需要額調査を実施しています

標記制度に係る令和3年度の需要額調査（予算要求のための事前調査）を行っていますので、制度の活用を検討している交付対象事業がありましたら、7月31日(金)までに必要書類をご提出ください。必要書類の様式は、地域推進課地域推進グループにてお渡ししていますので、お問い合わせください。

また、検討している事業が対象になるのかなど、些細なことでも構いませんので、担当課までお気軽にご相談ください。なお、本調査を提出しましても、来年度の交付を確約するものではありませんので、その旨ご了承ください。

1. まちづくり事業支援交付金

(1)事業の主旨等

安平町まちづくりファンド（基金）を財源として、コミュニティ団体やボランティア団体等が行う地域に密着した協働によるまちづくりを推進し、地域活動の振興を図り、まちづくりへの積極的な参加を促していくことを目的として取り組む事業に対して交付金を交付する制度です。

(2)交付の対象者

町内に住所を有する者を中心に構成されるコミュニティ団体、ボランティア団体等

(3)交付率、交付金額等

区 分	交 付 率	交付上限額
ソフト事業	対象経費の8/10以内	50万円（下限5万円）
ハード事業		500万円（下限5万円）